

2024年3月14日

審査・管理料の返金のお取り扱いについて（2024-2025年度）

一般社団法人画像診断管理認証機構

申請の取り下げ・認証の取り止めにあたり、審査・管理料の返金等については、以下のとおりお取り扱いいたします。

返金のお取扱いは、「MRI安全管理に関する事項」が対象となります（110,000円〔10%消費税込〕）。

1. 申請を取り下げる場合

2024年3月末までに当機構に対して審査・管理料をお支払いいただきました医療機関が、その申請を取り下げる場合については、以下のとおりお取り扱いします。

- ① 2024年3月末までに申請の取り下げの申し出があった場合には、審査・管理料の全額を返金いたします。（ただし、当機構の所定の審査により承認を受けた場合に限りです。なお承認が受けられなかった場合には、下記2「認証を取り止める場合」の①「2024年度内に認証の取り止めの申し出があった場合」に準ずるものとして、2025年度の審査・管理料相当分55,000円を返金いたします。）
- ② 2024年4月1日以降審査開始後に申請の取り下げの申し出があった場合には、原則として審査・管理料全額の返金はいたしません。（ただし、下記2「認証を取り止める場合」の①「2024年度内に認証の取り止めの申し出があった場合」に準ずるものとして、2025年度の審査・管理料相当分55,000円を返金いたします。）

また上記の返金の金額がございました場合には、下記の事項につき当機構までご連絡ください。（<https://form.run/@faq>）

- ・医療機関の詳細（開設者名称・施設名称）
- ・返金先の詳細（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）

ただし、返金にかかる送金手数料については、申請を取り下げた医療機関にてご負担願います。

なお上記の返金後、当該年度内で再度認証を申請する場合は、別途新規に審査・管理料110,000円が必要となりますので、ご承知おきください。

2. 認証を取り止める場合

2024 年度の認証後、医療機関の都合により認証を取り止める場合については、以下のとおり取り扱います。

- ① 2024 年度内（2025 年 3 月 31 日まで）に認証の取り止めの申し出があった場合
2025 年度の審査・管理料相当分 55,000 円を返金いたします。
- ② 2025 年度内（2025 年 4 月 1 日以降）に認証の取り止めの申し出があった場合
2025 年度の取り止め期間（申し出のあった月の翌月から 2026 年 3 月まで）の審査・管理料相当分を月割りにて返金いたします。

例：2025 年 5 月に認証の取り止めの申し出があった場合

（取り止めの期間は 2025 年 6 月～2026 年 3 月の 10 か月）

返金金額：2025 年度の審査・管理料相当分 55,000 円×10 月/12 月=45,833 円

また上記の返金の金額がございませぬ場合には、下記の事項につき当機構までご連絡ください。（<https://form.run/@faq>）

- ・医療機関の詳細（開設者名称・施設名称）
- ・返金先の詳細（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）

ただし、返金にかかる送金手数料については、認証を取り止めた医療機関にてご負担願います。

* 「MRI 安全管理に関する事項」以外の項目（「適切な被ばく管理」、「画像人工知能安全精度管理」、「全身 MRI」、「肝エラストグラフィ」に関する事項）は、返金の対象となりませぬので予めご了承ください。

* 画像診断管理加算 3 または画像診断管理加算 4 から画像診断管理加算 2 への変更は、返金の対象となりませぬ。

以上